

| | |
|---|-----|
| 競争政策関係 | |
| ・公正取引委員会の位置づけ | 111 |
| ・公益事業分野における公正取引委員会と事業所轄省庁の連携 | 112 |
| ・談合排除のための措置 | 113 |
| ・地方公共団体による発注・入札制限の改善 | 114 |
| 基準認証関係 | |
| ・特定無線設備・端末機器の技術基準適合に関する自己適合宣言方式の導入 | 115 |
| ・特定無線設備・端末機器の技術基準認証業務への競争原理の導入・徹底 | 116 |
| ・A P E C相互承認協定の早期実施 | 117 |
| ・国外適合性評価事業の実施体制に関する実地調査機関の公正中立性の確保 | 118 |
| ・外国の適合性評価機関の認証を受けた無線設備・端末機器の技術基準適合証明・認定の不要化 | 119 |
| ・第一種電気通信事業者の事業用設備に接続しない機器の技術基準適合認定の不要化 | 120 |
| ・航空機に施設する無線設備の型式検定の簡素化 | 121 |
| ・電気用品技術基準からの電波妨害規制の削除・CISPR規格の国内規格化審議体制の一元化 | 122 |
| 資格制度関係 | |
| ・主任無線従事者制度受講義務の簡素化 | 123 |
| ・第三級海上無線通信士認定講習に必要な実歴要件の緩和 | 124 |
| ・第三級海上無線通信士認定講習のうち英語に係る講習時間の短縮 | 125 |
| ・船舶局無線従事者証明に係る講習開催回数増加 | 126 |
| ・行政書士制度の廃止 | 127 |
| ・資格制度への意見要望 | 128 |
| ・必置資格等制度についての見直しについて（工事担任者） | 129 |
| ・必置資格等制度についての見直し（電気通信主任技術者） | 130 |
| ・必置資格等制度についての見直しについて（無線従事者） | 131 |
| ・国家試験合格基準について（電気通信主任技術者） | 132 |
| ・国家試験合格基準について（工事担任者） | 133 |
| 金融関係 | |
| ・簡易保険の見直し | 134 |
| ・簡易保険の見直し | 135 |
| ・簡易保険の見直し | 136 |
| ・簡易保険の見直し | 137 |
| ・簡易保険の見直し | 138 |
| ・簡易保険事業の公社化に関する透明性確保 | 139 |
| ・投資顧問を利用した郵貯・簡保資金の運用 | 140 |

| | |
|---|-----|
| ・郵便貯金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ | 141 |
| ・郵便貯金に対する政府保証・・・・・・・・ | 142 |
| 教育関係 | |
| ・国立大学に対する寄附制限の見直し・・・・・・・・ | 143 |
| 住宅・土地、公共工事関係 | |
| ・PFI事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化・・・・・・・・ | 144 |
| 運輸関係 | |
| ・自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き等の電子化の早期実現等・・・・・・・・ | 145 |

| | | | | |
|---|--|--|-------------|-----|
| 分野 | 競争政策関係 | 意見・要望提出者 | 米国，EU，連合 | |
| 項目 | 公正取引委員会の位置づけ | | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・我々は，9月21日に公表された改革工程表の中で提案されている公正取引委員会の地位の格上げを強く支持します。このことは，例えば，公正取引委員会を内閣府に属する独立機関として設置することにより達成できるかもしれません。（米国） ・公取委の組織としての位置付けを総務省の外局から内閣府に属する独立した官庁へ移管する。（米国） ・同委員会の独立性の強化を引き続きはかるといった改革工程表における提案を具体的に進めること。（EU） ・公正な経済取引と透明な市場を確保するため，公正取引委員会を内閣府に移管し，人員を拡充し，体制を強化する。（連合） | | | |
| 関係法令 | 総務省設置法，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律，内閣府設置法，国家行政組織法 | 共管 | 内閣府，公正取引委員会 | |
| 制度の概要 | <p>現在，公正取引委員会は総務省の外局。</p> <p>独禁法28条により，公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立が認められている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>【改革工程表の「競争政策・市場制度設計」】【規制改革推進3か年計画（改定）「競争政策等関係」】</p> <p>公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p> | 措置困難 | その他 |
| <p>（説明）</p> <p>引き続き規制当局からの独立性・中立性等の観点から検討中。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 総務省大臣官房総務課、公正取引委員会事務総局官房総務課 | | | |

| | | | |
|---|---|---|-------------------------|
| 分野 | 競争政策関係 | 意見・要望提出者 | 米国、連合 |
| 項目 | 公益事業分野における公正取引委員会と事業所轄省庁の連携 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>既存の事業者と新規参入者との条件の格差が大きい公益事業分野などの規制産業に関し、公正取引委員会と事業所管省庁は、消費者利益の増大や利便の向上を図るために、有効かつ公正な競争を促進する一層の協力を強めるべき（連合）。</p> <p>V-B 規制産業における競争の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> -1 電力・ガスの分野に有効な競争を導入し、維持するため、公取委は経済産業省との共同作業をさらに進める。 -2 電気通信分野に有効な競争を導入し、維持するため、公取委は総務省とのさらなる協力を奨励する。 -3 運輸交通の分野に有効な競争を導入し、維持するため、公取委と国土交通省との間の共同作業を促進する（米国）。 | | |
| 関係法令 | 独占禁止法、電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法等 | 共管 | 公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省 |
| 制度の概要 | 公正取引委員会は、競争についての一般法である独占禁止法を厳正に執行するとともに、事業所轄省庁と協力して、規制緩和の推進等を図るべく、内外からの事業者の公正かつ自由な競争を促進し、消費者の利益を確保するため、競争政策の観点から、需給調整規制等により参入が制限されている分野等について積極的調査・提言を行い、参入規制等が緩和された分野について、規制緩和後の状況を調査し必要な提言を行う等競争政策の積極的推進を図っている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 3 - (4) -</p> <p>電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p> | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 <p>（実施（予定）時期：下記のとおり）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| <p>（説明）</p> <p>公正取引委員会は、公益事業分野における競争を促進する観点から、事業所轄省庁と必要な連携を行っている。</p> <p>公正取引委員会と総務省は、平成13年11月、電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同して作成・公表している。</p> <p>公正取引委員会と経済産業省は、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を策定し、それぞれ平成11年12月、平成12年3月に公表している。</p> <p>経済産業省は、平成13年3月に、公正取引委員会の協力を得て、経済産業省に寄せられた電力取引に係る相談事例についての独占禁止法及び電気事業法上の考え方をとりまとめ、公表している。また、現行の「適正な電力取引についての指針」を補足・充実するため、総合資源エネルギー調査会の下に適正取引ワーキンググループを設置し、公正取引委員会とも連携して、検討中。</p> <p>また、公正取引委員会は、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及びガス市場整備基本問題研究会に参加する等公益事業分野における競争的仕組みの導入等に当たって、競争促進の観点から積極的に対応した。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | <p>公正取引委員会事務局経済取引局調整課</p> <p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課、同ガス市場整備課</p> | | |

| | | | |
|---|--|----------------|-------------|
| 分野 | 競争政策関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 談合排除のための措置 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに運用指針の特に談合を排除するという目的を実現するために、国土交通省は（財務省及び総務省と共同で、または単独に）談合行為の防止と抑止のため、次のような措置を講じる。</p> <p>2001年度末までに以下の内容が含まれる、ひな型マニュアルを作成し、発表する。</p> <p>談合行為の可能性を示す事実を公取委や地元の警察又は検察に報告する調達機関の担当官が従うべき手続き。適切な情報を調達担当官から入手し、談合行為に関連する事実を公取委へ知らせる権利を有する1人又は複数の職員の任命を含む。</p> | | |
| 関係法令 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条 | 共管 | 国土交通省、財務省 |
| 制度の概要 | <p>地方公共団体は、発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法第3条等の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならないとされており（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条）、さらに、この公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、地方公共団体の多様性に応じて、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表する必要があるとされている（適正化指針3・（1））</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | （実施（予定）時期： ） | | |
| <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行においても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条により、独占禁止法第3条等の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならないとされている。 ・ また、適正化指針においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、地方公共団体の多様性に応じて、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表する必要があるとしており、要領の内容についても、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順、通知の事実及びその内容の開示の在り方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い等を掲げている。 ・ 公共工事の入札・契約手続に関しては、発注主体ごとにその環境が異なることもあり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律は、適正化指針の策定に当たり、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないと定めており、地方公共団体が発注する公共工事の量及び内容、体制、周辺環境等に大きな差があることから、各発注主体の自主的な判断により要領が策定されることを期待しているところである。 ・ したがって、地方公共団体における要領の作成については、地方公共団体の自主的な判断により適宜作成すべきものである。 | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局行政課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 競争政策関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 地方公共団体による発注・入札制限の改善 | | |
| 意見・要望等の内容 | 地方公共団体が実施する入札案件に課される過度の地域要件（発注者の行政区域内に主たる事業所（本社）を有すること等）や分割発注を速やかに改善すべきである。 | | |
| 関係法令 | 地方自治法施行令第167条の5の2 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 一般競争入札については、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、契約の種類及び金額に応じて、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況について定めた参加資格に該当する業者のうち、さらに、入札参加者の事業所の所在地又はその者の経験・技術的適正等に関する資格を定めることができることとなっている（地方自治法施行令第167条の5の2）。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が競争入札を行うに当たっては、当該入札を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認める場合に限り、自主的な判断により、地方の実情や契約の内容に応じて、事業所の所在地や技術的適正を要件とする入札参加資格を定めることができることとなっている（地方自治法施行令第167条の5の2）。 ・ 各地方公共団体では、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に則り、地域の中小・中堅建設業者の育成、将来にわたる維持・管理の適切な執行や地域雇用の確保のため、個々の契約内容や状況に応じて、適切に入札参加資格を定めているところである。 ・ 分離・分割発注については、「中小企業者に関する国等の契約の方針（平成13年7月10日閣議決定）」において、合理的な範囲においてコスト縮減や工期短縮等を前提とする分離・分割発注の推進を地方公共団体に対して要請するよう定められているところである。 | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局行政課 | | |

| | | | |
|---|---|---|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 特定無線設備・端末機器の技術基準適合に関する自己適合宣言方式の導入 | | |
| 意見・要望等の内容 | 電波法に定める特定無線設備及び電気通信事業法に定める端末機器について、製造者・供給者が自ら又は第三者試験機関による試験を行い、その試験データをもとに技術基準への適合を自ら宣言する方式を早期導入すべきである。 | | |
| 関係法令 | 電波法第38条の2 電気通信事業法第50条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 特定無線設備・端末機器が、電波法若しくは電気通信事業法に定める技術基準に適合していることを総務大臣が指定した機関から証明若しくは認定を受けることができる制度。この制度を活用することにより無線局の免許手続の簡素化が図られている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 【規制改革推進3か年計画（改定）】 別添1-1-(1)- 電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国の制度との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討を行う。（平成14年度中に措置（結論）） | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| （説明） 自己適合宣言制度の導入に当たっては、市場調査、出荷停止命令等の新たな事後措置の導入を前提とするものであることから、諸外国の状況や他の類似の制度等を勘案し、自己適合宣言方式を我が国でどのような形で導入できるか、対象分野の特性も踏まえて、今後、部外の有識者及び関係者からの意見も参考にしながら引き続き検討し平成14年度中に結論を得る。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課、電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|--|----------------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 特定無線設備・端末機器の技術基準認証業務への競争原理の導入・徹底 | | |
| 意見・要望等の内容 | 公益法人以外の者を証明・認定機関として速やかに指定すべきである。また、指定機関間の競争を機能させ、審査期間の短縮、手数料の引下げ、付加価値サービスの提供が実現されるよう、省令等で措置すべきである。 | | |
| 関係法令 | 電波法第38条の3、 電気通信事業法第69条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電波法に定める特定無線設備及び電気通信事業法の端末機器の技術基準適合制度における指定証明（認定）機関については、従来、公益法人要件が課せられていたが、平成13年7月及び11月に公益法人要件は撤廃された。</p> <p>なお、法改正において公益法人以外の者がより参入しやすくなるよう以下の措置が既にとられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定証明・認定機関の経営の自由度を高める観点から、役員の選解任を届出制に改正。（電波法第38条の6第1項、電気通信事業法第71条の2第1項） ・指定証明・認定機関の経営の自由度を高める観点から、事業計画及び収支予算の認可制を届出制に改正。（電波法第38条の9第1項、電気通信事業法第71条の3） | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | |
| <p>（説明）</p> <p>上記のとおり、公益法人要件を撤廃したところであり、指定の申請があった場合には、関係省令及び審査基準に照らし、速やかに指定を行っていく。</p> <p>審査期間の短縮、手数料の引下げ、付加価値サービスの提供等は、省令等で措置すべきものではなく、このような指定機関間の競争を促進することにより、市場原理の中、実現することを期待するものと考えている。なお、端末機器の指定認定機関の業務規程改正（平成13年12月認可）においては、認定手数料が平均10%引き下げられるとともに、審査期間の短縮（30日から20日に短縮）も図られたところであり、特定無線設備の指定証明機関においても証明手数料の引下げを検討しているところである。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課、電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | A P E C 相互承認協定の早期実施 | | |
| 意見・要望等の内容 | A P E C 相互承認協定を早期に実施すべきである。 | | |
| 関係法令 | なし。 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>1998年6月の第3回電気通信・情報産業大臣会合（於：シンガポール）において採択された「A P E C 相互承認取り決め」は、電気通信機器分野のみを対象としたM R A の基本的枠組み（モデル）であり、法的拘束力を伴わないものである。</p> <p>本件モデルに基づいてM R A を実施するためには、M R A の相手国との間で2国間協議を行い、取り決めに法的拘束力を持たせる必要がある。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| <p>（説明）</p> <p>A P E C 相互承認取り決めの実施については、現在、各国が、試験データ / 認証結果の相互受け入れに必要な自国内の制度整備等を進めるとともに、各国間で実施に向けての2国間協議を開始しているところ。</p> <p>日本・シンガポール間では、A P E C 相互承認取り決めをベースとした2国間の相互承認を含む経済連携協定に本年1月に署名しているほか、米国、カナダ等とも協議を開始すべく関係省庁と調整しつつ準備を進めているところであり、今後も積極的に相互承認の実施に向けて努力していくこととしている。</p> <p>また、日本・E C 間の相互承認協定については、平成13年4月に署名し、本年1月より実施したところであり、これらの制度整備は、A P E C 各国との相互承認の実施に向けた準備ともなっている。</p> <p>なお、我が国では、平成11年の法改正により、相互承認協定に係わず独自で海外の適合性評価機関の評価結果を受け入れる体制を整備しており、既に4箇所の外国試験機関の試験データを受け入れている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課、電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 国外適合性評価事業の実施体制に関する実地調査機関の公正中立性の確保 | | |
| 意見・要望等の内容 | 指定調査機関の公正中立性を確保すべきである。 | | |
| 関係法令 | 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第17条 | 共管 | 経済産業省 |
| 制度の概要 | 主務大臣が、ECの基準・認証制度等について一定の知見を有する適切な民間事業者（指定調査機関）を指定し、当該機関が、認定適合性評価機関の認定の審査に必要な調査の業務を行うことを可能とする制度 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>指定調査機関の公正中立性の確保については、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第17条第2号に「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」と規定されており、また、同法同条第3号に基づく特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第5条第4項（以下参照）にも、指定調査機関の公正中立性に関する事項が指定の基準に規定されていることから、これらの規定を踏まえて指定調査機関の公正中立性の確保に努める所存。</p> <p>(省令第5条第4項)法第17条第3号の主務省令で定める基準は、調査の実施に係る組織、調査の方法、料金の算定方法その他の調査の業務を遂行するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 二 調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。 三 前二号に掲げるもののほか、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、電波部電波環境課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 外国の適合性評価機関の認証を受けた無線設備・端末機器の技術基準適合証明・認定の不要化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 外国の適合性評価機関により、ITU-T、IEEE等の国際標準に基づく認証を受けた設備・機器については、技術基準適合証明・認定を不要とすべきである。 | | |
| 関係法令 | 電波法第38条の2、 電気通信事業法第50条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 外国の適合性評価機関により、ITU-T、IEEE等の国際標準に基づく認証を受けた設備・機器であっても、電波法、電気通信事業法に基づく技術基準への適合証明・認定が実質的に必要となっている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>1 ITU-T、IEEE等の基準は強制的なものではなく勧告ベースのものであって、全ての技術基準を網羅しているわけではなく、各国の状況に応じて個別に技術基準を策定しており、各国の状況により技術基準に多少の差異が生じている。例えば、IEEEについては、設備・機器によってスプリアス発射等の基準を定めていない場合もある。</p> <p>2 このように各国の技術基準は異なっていることから、諸外国においても他国の認証を無条件で受け入れているところはなく、外国の認証を受けたものであっても、無線設備・端末機器について、我が国の技術基準への適合性を確認する必要がある。</p> <p>3 なお、認証の相互受け入れについては、MRA(相互承認協定)の実施により対応が可能になると考えており、我が国においても既に、欧州共同体及びシンガポール共和国との間で推進しているところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課、電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|--|--|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 第一種電気通信事業者の事業用設備に接続しない機器の技術基準適合認定の不要化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 第一種電気通信事業者の事業用設備に接続するように設計されていない機器については、技術基準適合への認定を不要とすべきである。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第49条（端末設備等規則第9条） | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種電気通信事業者の電気通信事業用設備と接続する端末機器については、電気通信回線設備の損傷及び機能障害を防止し、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう技術基準適合認定を受けることが実質的に必要とされている。</p> <p>また、端末設備内において電波を使用する端末設備については、所定の技術基準に適合することが求められている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 （実施（予定）時期： | 検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕 | 措置困難 その他 |
| （説明） 事実誤認。 事業用設備と接続するように設計されていない機器は、従来より認定対象外となっている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 航空機に施設する無線設備の型式検定の簡素化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 外国の型式検定に合格しているもの（例えば、米国連邦航空局が定める規格の取得、米国連邦通信委員会の型式証明）については、それを証明する書類を提出すれば足りることとすべきである。 | | |
| 関係法令 | 電波法第37条 電波法施行規則第11条の5 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 航空機等に設置する無線設備の機器については、総務大臣の型式検定を受けることが義務付けられているところ。但し、総務大臣が我が国の型式検定に相当すると認める外国の型式検定に合格した機器は、総務大臣の行う型式検定を受ける必要はない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 航空機等に設置する無線設備の機器については、我が国の型式検定と外国の型式検定の審査項目と合格条件を比較するため申請が必要となる。我が国の型式検定に相当する型式検定であることが、一度確認された外国の型式検定機器については、新たに確認するための申請を行う必要はないこととしている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課 | | |

| | | | |
|--|---|---|-------------|
| 分野 | 基準認証関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 1 電気用品技術基準からの電波妨害規制の削除 2 CISPR規格の国内規格化審議体制の一元化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 1 電気用品安全法の技術基準には、安全規格と電波妨害規制が混在しているが、電波妨害規制は削除し、総務省の所掌とすべきである。 2 1が不可能ならば、少なくとも情報通信審議会でのCISPR規格の国内規格化答申と、その後、電気用品安全法に取り入れるための電気用品調査委員会での審議を一元化すべきである。 | | |
| 関係法令 | 電気用品安全法 | 共管 | 経済産業省 |
| 制度の概要 | 1 電気用品安全法の技術基準については総務省は所掌外。 2 CISPR規格の国内規格化に関しては、情報通信審議会では無線通信への影響を考慮した妨害波許容値及び測定法に関する技術的検討を行っており、電気用品調査委員会では情報通信審議会の答申内容を具体的に電気用品の技術基準として制度化するための審議を行っている。 CISPR規格の国内規格化を円滑に行うために、情報通信審議会においては答申内容を電気用品の技術基準に反映させることを前提として審議を行っており、また、電気用品調査委員会においても情報通信審議会の審議状況を注視しながら審議が進められている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 その他 |
| (説明) CISPR規格の国内規格化に関しては、情報通信審議会では無線通信への影響を考慮した妨害波許容値及び測定法に関する技術的検討を行っており、電気用品調査委員会では情報通信審議会の答申内容を具体的に電気用品の技術基準として制度化するための審議を行っているところであり、基本的に検討内容が異なるため、両審議を一元化することはできない。 なお、CISPR規格の国内規格化を迅速に行うために、情報通信審議会及び電気用品調査委員会における審議に際しては、両者の関係者の交流を図る等、十分な連携をとりつつ効率的な審議運営に努めているところである。 また、総務省としては今後もCISPR規格の国内規格化が必要となった際には経済産業省の協力を得て早期に審議を行い、答申までの期間の短縮を図るよう一層努力して参りたい。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | 主任無線従事者制度受講義務の簡素化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 主任無線従事者に対する講習は、最初が選任後6か月以内、その後は前回の講習修了後3年以内とされているが、船舶局の無線従事者は定められた講習期日に下船できるとは限らない。このため、船舶局の主任無線従事者については、講習周期の見直しや再教育に代わる通信教育の導入等が必要。 | | |
| 関係法令 | 電波法第39条、 電波法施行規則第34条の2 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 主任無線従事者制度は、本来無線設備を操作するためには無線従事者の資格を必要としているが、主任無線従事者の監督を受ければ、無資格者であっても無線設備の操作を可能とする制度である。 主任無線従事者の資質を保持するために、主任無線従事者に3年毎の講習（最初の講習は選任後6か月以内）を義務づけている | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 主任無線従事者の講習受講義務については、制度導入当初より船舶が航行中である場合には定められた期間に受講することが困難な場合が予想されたことから、期間の特例を設け、その船舶が日本国内の目的地に到着した日から3か月以内に受講すれば講習の期間が満了した日に受けたものとみなすこととしている。 (電波法施行規則第34条の7第3項) 通信教育の導入については、通信教育では受講者が本人である確認が取れないなど、実効性が確保できないことから、講習の代替として扱うことは適当ではない。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | 第三級海上無線通信士認定講習に必要な実歴要件の緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | 第三級海上無線通信士認定講習の受講には、第一級海上特殊無線技士資格取得後3年の実歴が必要とされているが、この実歴を短縮する事が必要。 | | |
| 関係法令 | 電波法第41条、 無線従事者規則第33条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 無線従事者資格及び一定の業務経歴を有する者は、国家試験に合格する方法によらず、認定講習を修了することにより上位の資格を取得できる。 第三級海上無線通信士の認定講習受講要件は、第一級海上特殊無線技士の資格を有し当該資格により3年以上の従事経歴が必要。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 第三級海上無線通信士の認定講習の受講に必要な業務経歴の要件は、第三級海上無線通信士の資格に必要とされているレベルと第一級海上特殊無線技士の資格のレベル差を勘案して定められており、3年間の業務経歴は現行の時間数で講習を実施するためには不可欠である。 なお、業務経歴が無い場合には、無線従事者養成課程を受講することにより免許を取得する方法がある。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|--------|----------|-----|------|-----|-----|-----------------------------|--|--|------|--|--|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 第三級海上無線通信士認定講習のうち英語に係る講習時間の短縮 | | | | | | | | | | | | | |
| 意見・要望等の内容 | 第三級海上無線通信士の認定を受けるには63時間の講習が課せられており、そのうち33時間が英語の講習に費やされている。講習を受ける者は、海技士（航海／機関）の資格取得時にも英語を履修していることから、講習時間を軽減することが必要。 | | | | | | | | | | | | | |
| 関係法令 | 電波法第41条、 無線従事者規則第33条、第34条 | 共管 | なし | | | | | | | | | | | |
| 制度の概要 | 無線従事者資格及び一定の業務経歴を有する者は、国家試験に合格する方法によらず、認定講習を修了することにより上位の資格を取得できる。認定講習の科目及び時間数は資格に応じ、規定している。 (例) 第三級海上無線通信士 無線工学 4時間以上 電気通信術 4時間以上 法規 22時間以上 英語 33時間以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | | | | | | | | | | | |
| 対応の状況 | <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td rowspan="2">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (実施(予定)時期：平成14年度中) | | | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | | 措置予定 | | |
| 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | | | | | | | | | | | | |
| 措置予定 | | | | | | | | | | | | | | |
| (説明) 海技士の資格取得時に行われる英語の履修内容と比較検討したところ、上級の海技士（航海）を対象として行われる英語の内容の一部が共通しているとの結論を得たことから、10時間程度の時間短縮を行うこととし、今後、改正に向けての作業を行い、平成14年度中に措置を予定。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | 船舶局無線従事者証明に係る講習開催回数の増加 | | |
| 意見・要望等の内容 | 現在、1月と7月に実施されている講習の開催回数を増加させる。 | | |
| 関係法令 | 電波法第48条の2、 無線従事者規則第60条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 義務船舶局等の無線設備を操作するには、無線従事者資格のほかに船舶局無線従事者証明を必要としている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：当初から | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>船舶局無線従事者証明に係る新規訓練は、1月と7月に国が直接実施するほか、民間機関においても需要に応じて随時実施できるよう措置済みである。</p> <p>なお、国が直接実施する新規訓練は、現在、年2回実施しているが、この実施回数は、国家試験の実施回数、実施に要する費用及び受講者数を勘案して定めており、一回当たり10名程度という現状では、回数を増やすことは困難である。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 資格制度への意見要望 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>アマチュア無線資格の上位資格から特殊無線資格など他の分野の資格取得の際に一部の科目を免除して欲しい。</p> <p>無線資格と異なる資格との組み合わせにおいても、免除や資格取得できるようにして欲しい。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第41条 無線従事者規則第8条、第21条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 一定の無線従事者の資格を有する者が他の資格取得の際、国家試験の一部または養成課程の一部を免除する。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) <p>アマチュア無線技士の資格はアマチュア無線局を運用するために必要な資格であり、特殊無線技士の資格は、業務用無線局を運用するために必要な資格である。</p> <p>これらの資格の試験等は、運用できる無線局に必要最低限の知識・技能について実施しているものであり、異なる分野の無線局においては、求められる知識・技能も異なるため、試験科目等の一部免除は、既に同一分野の資格間等で実施しているが、アマチュア無線資格と他の分野の資格間に関しては実施できない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 必置資格等制度についての見直し（工事担任者） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>ISDNやADSLが普及している現在の日本の状況では、アナログ3種は新規に取得させる意味がない。そこで、アナログ3種を事実上廃止、デジタル3種を基礎種と改名し、電気通信技術の基礎の内容をアナログ/デジタル2種並みに引き上げ、基礎種を取得していることを他の工事担任者試験や電気通信主任技術者の受験必須要件とする。これに伴い、他の工事担任者試験において、電気通信技術の基礎を廃止すべきである。</p> <p>また、デジタル2種は回線交換のみとなっているが、現在の主流はパケット交換であることを考慮し、現デジタル2種の資格は「（仮名）デジタル2種甲」と改名し、パケット交換のみ扱える「（仮名）デジタル2種乙」を新設すべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 工事担任者規則第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 電気通信事業法第54条第1項の工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる工事の範囲は次の表に掲げるとおりとする。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| （説明） 工事担任者の種類及び工事の範囲については、現状の工事に基づいて規定している。試験の方法については、工事に要する知識等のレベルや受験者の負担等を考慮して設定しており、現状で問題はないと考えている。また、同等以上の資格取得者には試験科目の免除制度を設けている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|--|---|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 必置資格等制度についての見直し（電気通信主任技術者） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>電気通信主任技術者について、工事担任者資格（アナログ/デジタル3種を除く）を持っていることを受験の条件とし、電気通信システムの試験を廃止すべきである。</p> <p>現在の試験内容は過去問だけを覚えておけば合格できるとされており、資格の意義を問われることになるので早急に改善すべきである。</p> <p>線路種を勉強するための標準テキストを関係団体に対し発行させるよう早急に指導してほしい。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信主任技術者規則 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電気通信主任技術者は、電気通信ネットワークの工事、維持及び運用の監督責任者であり、第1種及び特別第2種電気通信事業者は、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらせなければならないとしている。</p> <p>一方の工事担任者は、電気通信回線に端末設備又は自営電気通信設備の接続工事を行い、又は監督する者の資格である。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| <p>（説明） 現在、電気通信主任技術者試験の受験にあっては、工事担任者資格（アナログ第三種及びデジタル第三種を除く）を保有する者に対し、申請により「電気通信システム」科目の試験を免除することとしている。しかしながら、電気通信主任技術者は工事担任者とは異なる目的の資格であって、その上位資格といった位置付けのものではないことから、工事担任者資格を受験の条件とすること及びこれを前提として「電気通信システム」の試験を廃止することは適当でない。</p> <p>また、受験に際しての勉強を行うに当たり、過去に出題された問題を参考とするか否かについては受験者の判断によるものであり、資格の意義が問題となるものではない。なお、試験問題の内容については技術革新等に対応して適宜見直しが行われ、問題が作成されている。</p> <p>標準テキストについては、受験を志す者が適切な知識を得ることのできるようなテキストが多数出版されることを期待する。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 必置資格等制度についての見直し（無線従事者） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>資格の数が多く、しかもそれらの関係が解りにくいため、一部を廃止すべきである。</p> <p>ただし、一部廃止の代替措置として、特殊無線技士の養成課程の開催の大幅増加（札幌、仙台、新潟、名古屋、大阪、高松、広島、福岡、沖縄でも年3回以上実施。さらにそのうちの一回は土日だけで全講義を受講できるように）させればよい。</p> <p>無線従事者の試験は休日に行って欲しい。</p> <p>英検2級以上保持者に対して、英語を免除すべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第40条、第41条 無線従事者規則第21条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 無線従事者の免許は、国家試験に合格する、養成課程を修了する、こと等により取得することができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| <p>（説明）</p> <p>無線従事者資格は、操作する無線局の種別、使用する周波数帯及び空中線電力等により、必要な資格が定められており、それぞれの資格ごとに必要な知識・技能について試験等を実施している。</p> <p>特殊無線技士については、無線通信システムに応じて、必要最低限の知識・技能で取得可能となるよう資格を設けているものであり、これらの資格を整理統合することは、現在求めている知識・技能の範囲が拡大することとなり、資格取得希望者に必要以上の知識・技能を求めることとなることから、適当でない。</p> <p>無線従事者の養成課程は、受講希望者が集まった時点で、随時開催されている。</p> <p>また、休日の試験の開催は、試験場の確保の問題もあるが、要望に応じて順次増やしてきている。</p> <p>英語検定は、日常の社会生活に必要な英語能力の検定であり、専門性が求められる無線通信士に必要な英語能力の判定には活用できず、免除することはできない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 国家試験合格基準について（電気通信主任技術者） | | |
| 意見・要望等の内容 | 電気通信主任技術者国家試験についての合格基準の公表はいつ実施されるのか。 | | |
| 関係法令 | 電気通信主任技術者規則 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 法令において合格基準の公表の要否を定めた規定はない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明) 電気通信主任技術者試験の合格基準の公表は、指定試験機関（財団法人日本データ通信協会）が作成する試験問題に、各問題の配点を記載するとともに合格点を明記している。また、指定試験機関のホームページに合格基準について掲載している。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 資格制度関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 国家試験合格基準について（工事担任者） | | |
| 意見・要望等の内容 | 無線従事者国家試験については、合格基準が公表されましたが、工事担任者国家試験についての合格基準の公表はいつ実施されるのでしょうか。 | | |
| 関係法令 | 工事担任者規則 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 法令において合格基準の公表の要否を定めた規定はない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>工事担任者試験の合格基準の公表は、指定試験機関（財団法人日本データ通信協会）が作成する試験問題に、各問題の配点を記載するとともに合格点を明記している。また、指定試験機関のホームページに合格基準について掲載している。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|---|---|-------------|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | カナダ政府 |
| 項目 | 簡易保険の見直し | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>・民間生保には定期的な監督・検査が実施されるが、簡保はこの監督・検査の対象となっていない。この点は是正されるべき。</p> <p>・簡保の業務範囲を制限する第一歩として、日本政府は簡易保険に対して、民間保険会社が提供できる新商品の開発をしないよう指導する必要がある。これができなければ、郵政金融機関（郵貯・簡保）による新規サービスはすべて導入前に一般に公表し、意見を求め、それらの意見を十分考慮し、その上で導入するよう要請する。</p> | | |
| 関係法令 | 簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 国が営利を目的としないで経営する生命保険 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| <p>（説明）</p> <p>簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易保険は、簡易生命保険法の目的を実現する観点から、総務大臣が管理することとしているもの。なお、簡易保険事業を含む郵政事業は、2003年に郵政公社に移行することとしているが、総務大臣が郵政公社に監督・検査を実施するとともに、政府系金融機関及び郵政公社に、リスク管理の分野への金融庁検査を導入する方向で検討している。 ・簡易保険の商品開発については、簡易生命保険法第1条の目的である「国民の経済生活の安定」、「福祉の増進」を図るためには、時代の要請に合わせて、新たな商品の開発を行うことが必要であり、その提案を行うことはむしろ総務省の責務。 ・商品開発を行うための簡易生命保険法の改正を行うに当たっては、日本国民の民主的コントロールの下、民意を反映する国会で審議・決定されるもの。 | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 保険企画課 | | |

| | | | |
|---|--|--|-------------|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 簡易保険の見直し | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するための事業運営上の制約を存置する。 ・ 将来的には、郵政公社において存置される特典についても廃止し、民間生命保険会社と競争条件を完全に同一化した民営化等、公平・公正な競争が可能な体制を構築する。 ・ 仮に特典を存置するのであれば、その事業運営を限定的なものとし、将来的に廃止を含めて検討する。 | | |
| 関係法令 | 簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 国が営利を目的としないで経営する生命保険 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：) | 検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易保険事業を含む郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、平成15年中に三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、この通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めている。 <p>また、国家保証については、昨年12月にとりまとめられた「郵政事業の公社化に関する研究会」(座長：南直哉東京電力取締役社長)中間報告書において、次のとおりとされているところ。</p> <p>公社化に伴い、事業の実施主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わることとなるが、公社は、基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的な責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基礎的金融サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 保険企画課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 郵便貯金の見直し | | |
| 意見・要望等の内容 | 「民間でできるものは民間に委ねる」との行政改革の趣旨や、国民経済に与える影響を可能な限り軽減する観点から、郵貯の民営化を含めた見直しを行うべきである。 | | |
| 関係法令 | 郵便貯金法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 国が営利を目的とせずに、基礎的な金融サービスを全国あまねく公平に提供する制度 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>郵便貯金のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金事業を含む郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、平成15年中に三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、この通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めている。 また、公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 貯金企画課 | | |

| | | | | |
|---|--|------------------------------------|---------|-----|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 | |
| 項目 | 簡易保険の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | ・民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るために、国家保証や3事業兼営といった事業特典を廃止し、将来的には郵政公社の民営化等、公平・公正な競争が可能な体制を構築する。 | | | |
| 関係法令 | 簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 国が営利を目的としないで経営する生命保険 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易保険事業を含む郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、平成15年中に三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、この通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めている。 <p>また、国家保証については、昨年12月にとりまとめられた「郵政事業の公社化に関する研究会」(座長：南直哉東京電力取締役社長)中間報告書において、次のとおりとされているところ。</p> <p>公社化に伴い、事業の実施主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わることとなるが、公社は、基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的な責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基礎的金融サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 保険企画課 | | | |

| | | | | |
|--|--|---|-----------|-----|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | (社)生命保険協会 | |
| 項目 | 簡易保険の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>・ 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するための事業運営上の制約を存置する。</p> <p>・ 将来的には、郵政公社において存置される特典についても廃止し、民間生命保険会社と競争条件を完全に同一化した民営化等、公平・公正な競争が可能な体制を構築する。</p> <p>・ 仮に特典を存置するのであれば、その事業運営を限定的なものとし、将来的に縮小・廃止。</p> | | | |
| 関係法令 | 簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 国が営利を目的としないで経営する生命保険 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易保険事業を含む郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、平成15年中に三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、この通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めている。 <p>また、国家保証については、昨年12月にとりまとめられた「郵政事業の公社化に関する研究会」(座長：南直哉東京電力取締役社長)中間報告書において、次のとおりとされているところ。</p> <p>公社化に伴い、事業の実施主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わることは、公社は、基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的な責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基礎的金融サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 保険企画課 | | | |

| | | | | |
|---|---|------------------------------------|------|-----|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 米国政府 | |
| 項目 | 簡易保険事業の公社化に関する透明性確保 | | | |
| 意見・要望等の内容 | ・簡易保険に関連して、総務省が郵政事業庁の公社への移行を検討する際には、そのプロセスを透明なものとし、また、如何なるガイドライン案や行政手続案もパブリックコメントの対象とすべき。 | | | |
| 関係法令 | 簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 国が営利を目的としないで経営する生命保険 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易保険事業を含む郵政事業の公社化を検討している「郵政事業の公社化に関する研究会」では、毎回の会合の詳細な議事要旨及び配付資料のすべてを公開しており、インターネットを通じて情報の閲覧が可能となっているほか、地方公聴会及び公社制度の骨子案についてのパブリックコメントを実施しており、これらのことから透明性は十分確保されているもの。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 保険企画課 | | | |

| | | | | |
|--|---|------------------------------------|----------------|-----|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 米国政府、欧州連合（EU）、 | |
| 項目 | 投資顧問を利用した郵貯・簡保資金の運用 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 郵貯・簡保資金の運用について、投資顧問会社サービスの利用を解禁し、運用機関の変更時に運用資産を現金化する義務のない国内信託の枠組み（特定信託）を導入する。 | | | |
| 関係法令 | 郵便貯金法第68条の3 郵便貯金資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律第4条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第3条・第4条 簡易保険福祉事業団法第19条の2 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 郵貯・簡保資金は、安全・確実な運用を原則としている。また、その運用に関する規制は法律上明確にされており、運用対象は法律上限定列挙されている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>郵貯・簡保資金の運用については、民間企業に対して「規制」は一切行っていないことから、規制緩和の対象となるものではなく、本件は、「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、現在、郵貯・簡保資金の委託運用については、簡易保険福祉事業団を通じて単独運用指定金銭信託（指定単）により信託銀行に委託して行っているが、より効率的な運用を図るため、平成15年中に設立が予定されている公社の制度設計と併せ、同事業団の業務としては廃止し、公社に移管する方向で検討しているところ。</p> <p>また、昨年12月にとりまとめられた「郵政事業の公社化に関する研究会」（座長：南直哉東京電力取締役社長）中間報告書において、「法律に限定列挙するという基本的な枠組みを維持する。公社において指定単への運用を行うこととするとともに、委託運用の手法の多様化を検討する。」とされたところ。</p> <p>この中間報告を受けて、公社の制度設計の中で、投資顧問会社の活用を含め、検討していくこととしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 貯金経営計画課・保険経営計画課運用計画室 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 郵便貯金の見直し | | |
| 意見・要望等の内容 | 郵務・貯金・簡保のうち郵務は総務省で、貯金と簡保は金融庁と分けるのは事実上は不可能であるが、正論から言えば国営で貯金と簡保業務を行うというのなら金融庁の基にあるべきである。出来ないのなら、民営化するべきだ。 | | |
| 関係法令 | 郵便貯金法、簡易生命保険法、中央省庁等改革基本法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 国が営利を目的とせずに、基礎的な金融サービスを全国あまねく公平に提供する制度 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>郵便貯金及び簡易保険のあり方は、企業・国民に対する公的規制の問題ではない。したがって、これは「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <p>なお、本件要望に係る状況等を説明するならば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金事業及び簡易保険事業を含む郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、平成15年中に三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、この通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めている。 また、公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 貯金企画課 保険企画課 | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | 金融関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 郵便貯金に対する政府保証 | | |
| 意見・要望等の内容 | ・郵便貯金に政府保証を付ける必要はない。なぜ、郵便貯金という一部の貯金制度、一部の国民に対してのみの税金で保証するのか。税金保証をするのなら、全金融機関に政府保証すべきである。 | | |
| 関係法令 | 郵便貯金法第3条（国の保証） | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 郵便貯金法により、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払いは、国が保証することとされている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| <p>（説明）</p> <p>国による郵便貯金の支払保証は、企業・国民に対して規制を行っているものではないことから、「規制改革に関する意見・要望」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金は、簡易で確実な貯蓄手段を、あまねく公平に提供する役割を担っており、これを確実に履行するため、国の事業とするとともに、国による支払保証を付している。 <p>また、国家保証については、昨年12月にとりまとめられた「郵政事業の公社化に関する研究会」（座長：南直哉東京電力取締役社長）中間報告書において、次のとおりとされているところ。</p> <p>公社化に伴い、事業の主体が国から国とは異なる法人格の公社に変わる事となるが、公社は、中央省庁等改革基本法において国営とされており、国が設置、運営の最終的な責任を負うこと、国の事業という位置付けは変わらないこと、簡易で確実な基礎的金融サービスを提供するという政策目的の実現を担うという点においても変わりがないことから、国による支払保証を引き続き行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社化後のあり方については、総理のもとに立ち上げられた「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討が進められており、今年夏を目標に具体案が取りまとめられる予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 貯金企画課 | | |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------|---------|-----|
| 分野 | 教育・研究関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 | |
| 項目 | 国立大学に対する寄附制限の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | 国立大学等の研究者が地域のために行う研究プロジェクトや施設整備の資金を地方公共団体が寄附できるようにすべきである。 | | | |
| 関係法令 | 地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 国等と地方公共団体の経費負担区分を乱すことを防止し、地方財政秩序を維持するため、地方公共団体の国、独立行政法人、公団等に対する寄附金等の支出を禁止している。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) 国立大学の法人化の検討にあわせて、地方公共団体と法人化後の国立大学との連携について検討しているところ。 なお、現行制度においても、地方公共団体と国立大学の間で共同研究、委託研究等を行うことが可能であり、地方公共団体と国立大学の連携については、これらの方法を活用して行うことができる。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 自治財政局財務調査課 | | | |

| | | | | |
|--------------|--|---|------------|-----|
| 分野 | 住宅・土地、公共工事関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | PFI事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>PFI事業における民間事業者の選定に際し、多段階選抜方式や優先交渉権者との時間をかけた契約交渉等、PFIの特性を踏まえた下記のような新たな事業者選定手続を一般競争入札の類型という形で法制化し、PFI推進法に則って行われるPFI事業に限り、適用できるようにすべきである。</p> <p>民間事業者の選定を多段階に分け、落札者を絞り込む手続</p> <p>価格を含めた多様な提案内容につき、総合的に評価し、最も適していると思われる落札候補者(優先交渉権者)を選定する手続</p> <p>落札候補者(優先交渉権者)の提示内容をベースに、資金調達条件を満たす条項を含めた複雑多岐な契約内容につき、詳細な協議・交渉を経て、最終的な契約締結を行う手続</p> <p>仮に交渉の結果、契約に至らない場合、次点者の提案を採用し、再度交渉を経て契約する手続</p> | | | |
| 関係法令 | 地方自治法第234条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>地方公共団体のPFI事業における民間事業者の選定は、一般競争入札を原則とし、随意契約等によることができるのは、政令に定める場合に該当する場合に限られる。一般競争入札において、PFI事業の特性を踏まえて一般競争入札の参加者の資格を定めることにより、資格審査の段階で一定水準に達する事業者に絞り込むこと()、価格以外の条件も考慮して落札者を決定する方式(総合評価方式)を採用することも可能である()。総合評価方式を採用した場合は、評価基準に抵触しない軽微な内容であれば、落札決定後の協議により決定することも可能であり()、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の制限内で随意契約により事業者を選定することも可能である()。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 | その他 |
| (説明) | <p>地方公共団体のPFI事業に係る調達についての要望の内容は、現行制度の範囲内で対処することが可能である。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局行政課 | | | |

| | | | |
|--------------|---|------------|---------------|
| 分野 | 運輸関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 事項名 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き等の電子化の早期実現等 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き（検査・登録＝国、車庫証明納税＝地方、自賠責保険確認＝国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年度目途に一部地方公共団体に試験運用）となっているが、これを実現するため、下記の事項を早急に具体化すべきである。</p> <p>自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 電子化に向けた書式の統一化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 書式の統一化等</p> | | |
| 関係法令 | 地方税法第152条、447条、699条 の11 | 共管 | 国土交通省、警察庁、国税庁 |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ -</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年度を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | |
| 取組方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否か検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期：平成17年度) | | |
| (説明) | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続きの電子化に向けた調査検討を、精力的に行っているところである。 ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービスシステムの構築のため、基本設計を予定しているところである。 今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 自動車税、自動車取得税については、平成13年度税制改正により、「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」の全国統一様式を規定し、平成14年4月1日から施行（使用）する。 なお、軽自動車税に係る軽自動車等のうち、「3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のもの」等、地方税法で示している区分により難しいものについては、法定区分とは別に用途、総排気量等の軽自動車等の諸元によって区分を設け、市町村で税率を定められることとされているため、結果として市町村によっては法定とは異なる区分、税率により申告書様式を条例で定めているところである。軽自動車税に係る申告書様式の統一化については、市町村税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、市町村等からの意見なども踏まえながら引き続き検討することとしている。 | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局都道府県税課・市町村税課 | | |